

理事、監事、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人国際港湾協会協力財団

(報酬)

第1条 理事、監事、評議員及び顧問は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事に対しては、会長が評議員会の承認を得て、報酬等を支払うことができる。

(常勤理事の報酬等)

第2条 常勤理事の報酬は年7,000,000円を超えないものとする。

2 常勤理事には賞与を支給しない。

3 常勤理事の退職手当は、別に定める職員を対象とする「退職手当規程」に準ずる。

4 常勤理事の通勤手当は、別に定める職員を対象とする「職員給与規程」に準ずる。

(会議出席者への日当)

第3条 第1条の規定にかかわらず、理事会又は評議員会に出席した理事、監事、評議員及び顧問に対しては、常勤理事を除き、日当として一日あたり5,000円を支払うことができる。

2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県以外から出席した理事、監事、評議員及び顧問に対しては、交通費実費相当を別途支払うことができる。

(変更)

第4条 この規程は、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。